

# 65歳以上の人の介護保険料が変わります

第7期介護保険事業計画・第8次高齢者福祉計画の策定に伴い、介護保険料の所得段階は次のとおり変わります。介護保険料は第6期の基準額（4,250円）から上昇し、4,650円を基準額として設定しました。これは、高齢者数の増加により、必要な介護保険給付費が増えることを見込んだためです。

納めていただく介護保険料額は、7月中旬に通知書を送付し、お知らせする予定です。

▶問合せ 長寿介護課 介護保険係（☎95-0122）

## 第1号被保険者

## 65歳以上の人の保険料

保険料は前年の所得金額などによって分かります

- 65歳以上の人の保険料は、市町村の介護サービス費用がまかなえるよう算出された、「基準額」をもとに決まります。

知立市の基準額 4,650円（月額）

- 「基準額」は所得段階区分の「第5段階」の額にあたります。
- その「基準額」をもとに、所得金額によって12段階の保険料に分かれます。

	所得段階	知立市の基準額×調整率	所得段階別の保険料（年額）
本人非課税	第1段階 生活保護を受給している人、老齢福祉年金を受けている人、または世帯全員が市民税非課税で本人課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の人	基準額×0.40	22,300円
	第2段階 世帯全員が市民税非課税で、本人課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超え、120万円以下の人	基準額×0.70	39,000円
	第3段階 世帯全員が市民税非課税で、本人課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円超の人	基準額×0.70	39,000円
	第4段階 本人が市民税非課税で、世帯の中に市民税課税者があり、本人課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の人	基準額×0.80	44,600円
	第5段階 本人が市民税非課税で、世帯の中に市民税課税者があり、本人課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超の人	基準額×1.00	55,800円
本人課税	第6段階 本人が市民税課税で合計所得金額が120万円未満の人	基準額×1.20	66,900円
	第7段階 本人が市民税課税で合計所得金額が120万円以上200万円未満の人	基準額×1.30	72,500円
	第8段階 本人が市民税課税で合計所得金額が200万円以上300万円未満の人	基準額×1.50	83,700円
	第9段階 本人が市民税課税で合計所得金額が300万円以上400万円未満の人	基準額×1.70	94,800円
	第10段階 本人が市民税課税で合計所得金額が400万円以上600万円未満の人	基準額×1.80	100,400円
	第11段階 本人が市民税課税で合計所得金額が600万円以上1,000万円未満の人	基準額×1.90	106,000円
	第12段階 本人が市民税課税で合計所得金額が1,000万円以上の人	基準額×2.00	111,600円

※「合計所得金額」は、長期譲渡所得および短期譲渡所得に係る特別控除額と、第1～5段階においては公的年金等に係る雑所得を控除した額を用います。